

安城市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画【概要版】

2018～2027

総 論

目 的 本計画は、ごみについて生活圏から速やかな排除及び減量化、資源化、並びに減容化を図るために、周辺自治体や上位計画、関連計画との整合を図り、基本的な方針を定めるものであり、減量化、資源化を基本とする「循環型社会の具現化」を目標に計画を策定する。

位置付け 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないとされている。

策定にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）に基づくものとする。

期 間 2018年度(平成30年度)を初年度とし、2027年度を目標年度とする10年計画とする。

範 囲 安城市における一般廃棄物(ごみ)とする。

ごみ処理の現況

家庭系ごみの分別区分は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ(プラスチック製容器包装、びん・缶類、古紙・古着、ペットボトル、せん定枝など)及び粗大ごみの4分別となっている。

ごみ排出量は、家庭系ごみは減少傾向を示し、事業系ごみは増加傾向を示している。平成28年度におけるごみ排出量は、家庭系ごみ(資源含む)46,138 t/年、事業系ごみ17,825 t/年である。

表-1 処理・処分施設

処理施設	処理能力	竣工年月	平成28年度の処理量
ごみ焼却施設	240 t/日	平成9年3月 (平成27年3月基幹改良工事)	49,851 t/年
ごみ中間処理施設	58.2 t/日	平成10年7月	4,764 t/年
ペットボトル処理施設	400～450kg/h	平成12年3月 (平成26年8月減容機更新)	356 t/年
プラスチック処理施設	4.8 t/日(5h)	—	1,167 t/年
せん定枝堆肥化施設	4.8 t/日	平成13年3月	1,448 t/年
最終処分場	80,200m ³	平成20年4月	738 t/年

課題の抽出

家庭系ごみ排出量は、減少傾向を示しているが、可燃ごみ及び不燃ごみに資源となりうるものの混入がみられる。事業系ごみは増加傾向を示している。

ごみ発生量及びごみ排出量の見込み

1. ごみ発生量の見込み

将来において現行施策を保持した場合のごみ量は、2027年度に934g/人・日(=64,988t/年)と予測される。

2. 目標

2020年度における目標値を、上位計画の安城市環境基本計画に基づいて以下のとおりとする。

表-2 啓発回数の成果指標と目標

指標名	現状値 2014年度 (平成26年度)	現状値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2020年度
2Rの啓発回数	24回/年	27回/年	36回/年
指標の見方			
ごみを減らす取組みを広げるための様々な啓発活動の回数です。			

表-3 リサイクル率の成果指標と目標

指標名	現状値 2013年度 (平成25年度)	現状値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2020年度
リサイクル率	24.2%	21.5% (23.9%)	25.5%
指標の見方			
ごみ総排出量に占める資源の割合を示します。			

※ ()内数値は、民間古紙回収を含む。

表-4 最終処分量の成果指標と目標

指標名	現状値 2014年度 (平成26年度)	現状値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2020年度
1人1日当たりの最終処分量	92g	92g	88g
指標の見方			
ごみを処理した後の埋立処分する量を人口1人1日当たりに換算した数値を示します。			

3. ごみ処理量の見込み

「ごみ発生量の見込み」において推計したごみ発生量より、目標を達成した場合のごみ量を「ごみ処理量の見込み」として設定する。

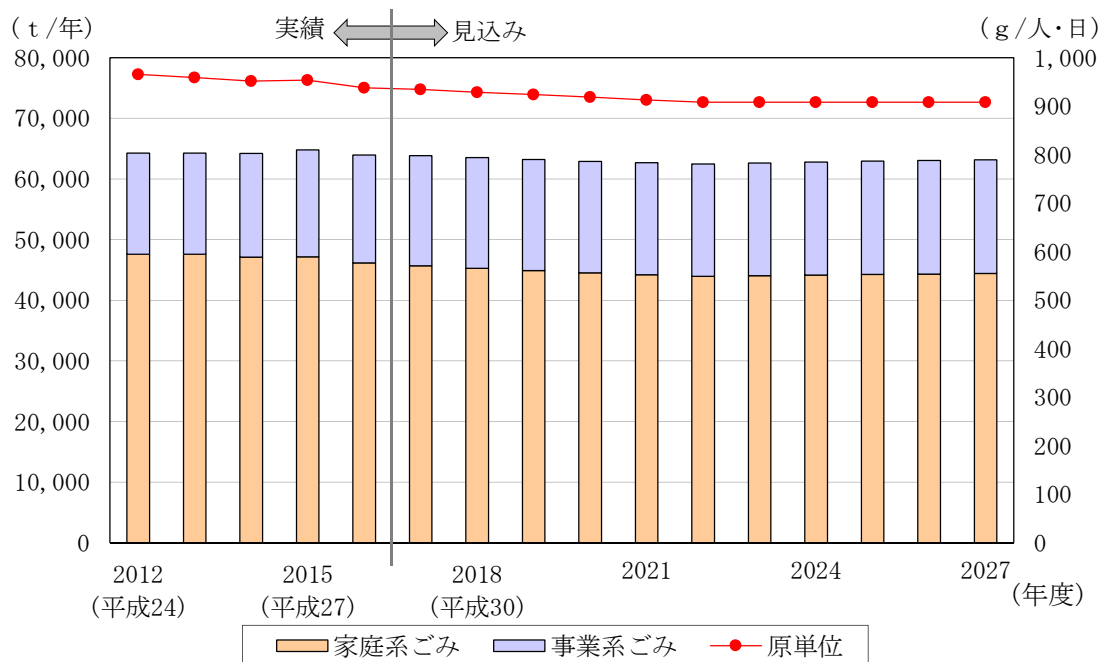


図-2 ごみ処理量の見込み

表-5 ごみ処理量の見込み

区分 \ 年度		2016 (平成28)	2020	2027
家庭系ごみ処理量	t / 年	46,138	44,519	44,406
事業系ごみ処理量	t / 年	17,825	18,390	18,763
計	t / 年	63,963	62,909	63,169
1人1日当たりの ごみ処理量	g / 人・日	938	919	908

排出抑制・資源化のための方策

ごみの排出抑制・資源化及び適正処理に向けた施策の体系図を、図-3 に示す。

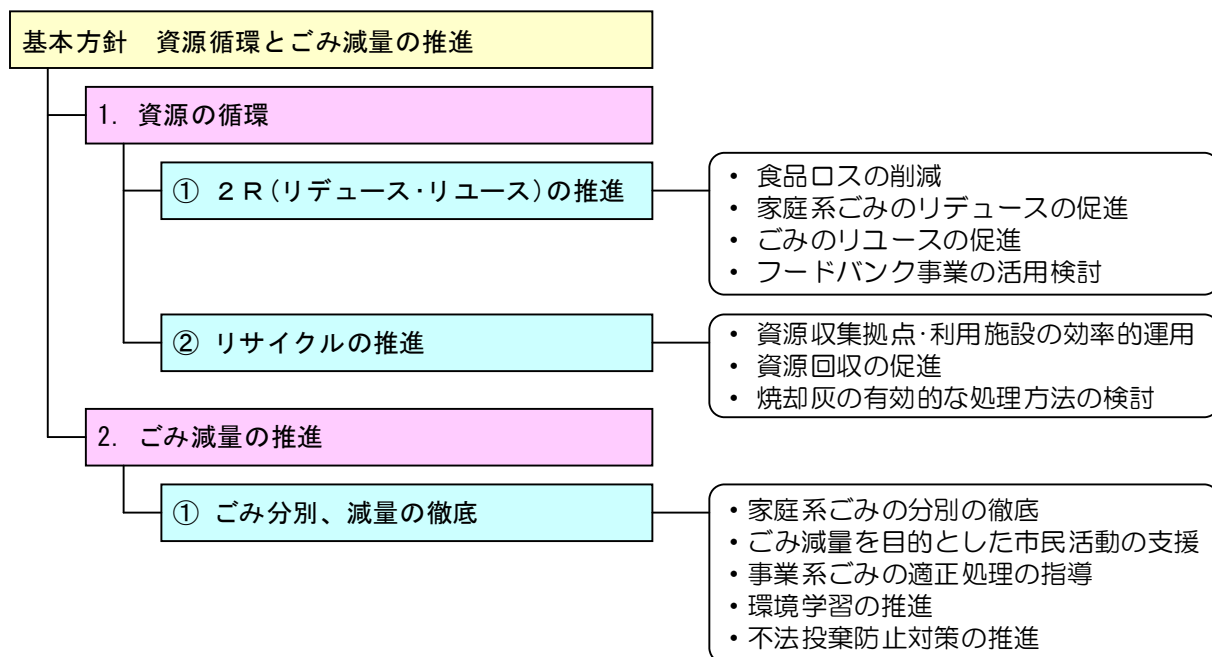


図-3 施策の体系図

基本計画

1. 分別区分

家庭系ごみの分別区分は、将来においても「可燃ごみ」「不燃ごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」の4分別とする。

2. 基本方針

○収集・運搬計画

ごみ排出量の状況を見据えつつ、必要に応じて収集運搬体制の見直しを行う。

表-6 収集運搬体制

分別区分		収集回数	収集方式	収集運搬主体
可燃ごみ		1週2回	ステーション方式	委託
不燃ごみ		2週1回	ステーション方式	委託
資源ごみ	プラスチック製容器包装	1週1回	ステーション方式	委託
	古紙・古着	2週1回	ステーション方式	委託
	びん・缶類	2週1回	ステーション方式	直営
粗大ごみ		1週2回	戸別収集	直営

○中間処理計画及び最終処分計画

中間処理は、分別収集されたごみの種類に応じて、それぞれに適正に処理し、処理過程でも再使用・再生利用・熱回収を図り、ごみの減量化・減容化に努めていく。

最終処分は、最終処分場の延命化を図るため、埋立処分量の減量化・減容化に努めていく。

○その他の計画

災害廃棄物対策：災害が発生した際に、迅速かつ計画的に災害廃棄物を処理するため、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、周辺市町等広域的な連携や協力体制を構築していく。

不法投棄対策：不法投棄監視パトロールの実施、監視カメラ等の設置を継続し、地域住民、事業者とも協力しながら投棄されにくい環境づくりを進める。